

動物実験に関する相互検証プログラムに係る検証結果に対する取組み

国立大学法人長崎本学では、平成24年度に受審した国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会が「動物実験に関する相互検証プログラム」に則して実施する動物実験に関する検証において、検証委員会より改善等の指摘があった事項について、次のとおり対応を済ませ、適正な動物実験の実施に積極的に取り組んでいる。

1. 動物実験計画の審査、報告に関して学長の決裁記録を残る仕組みの構築について

【対応】

平成24年12月6日に実施の検証委員による訪問調査において指摘があった事項であり、従前は理事（研究担当）の専決事項であったが、同日以降は学長までの決裁を取ることに改めた。

2. 発がん物質等を含む有害化学物質を用いる動物実験の管理について

【対応】

平成25年8月5日開催の動物実験委員会において「発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン」を制定した。これにより、平成25年9月以降は、発がん物質等を含む有害化学物質を用いる動物実験を行う場合には、動物実験計画書に加えて「発がん物質等危険物質投与実験申請書」を動物実験委員会に提出し、了承を得なければ当該実験を行うことができないこととした。

3. 飼育管理に関する記録内容と記録保管期間の学内統一について

【対応】

学内の飼養保管施設の管理状況は一様でなく、記録内容を統一することによる弊害が大きかった。よって、飼養保管中の動物数や室内温度がわかるようにするよう指導した。また、保管期間については、学内規程により5年となっていることを周知した。

4. 薬学部飼育室における遮光対策について

【対応】

平成 25 年 5 月 13 日に飼育室のドアに黒の二重ビニールシートを設置し遮光した。提出書類に基づき、平成 25 年 8 月 5 日開催の動物実験委員会において確認した。



5. 実習等の初学者を対象とした教育訓練について

【対応】

複数の部局で実験動物を利用した実習を初学の学生を対象に実施していることが判明した。初学者を対象にした実習開始前に、実習の一環としてビデオ講習(動物実験の実践倫理「1. 法規制と自主管理」)を実施するよう指導した。なお、この初学者実習前ビデオ講習を動物実験委員会が開催する動物実験等に係る所定の教育訓練に置き換え可能なものではないことも併せて周知した。